

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の扱いについて

【次の①～⑥は出席停止】

- ① コロナ感染が判明した生徒（陽性者）
- ② 感染者の濃厚接触者の扱いになった生徒
- ③ 感染が疑われた生徒（感染者との接触状況から学校が指示を出して出席停止にした生徒）
- ④ ワクチン接種の副反応の生徒（2日程度）
- ⑤ 【感染が疑われる症状】発熱、頭痛等の風邪症状がみられる生徒（症状がなくなれば登校可能）

※⑤の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく、別の疾患によることが判明した場合は病欠または届出欠とする。

〔地域の感染レベル別の感染症対策より〕

その他

- ⑥ 感染することが不安で登校できない生徒〔※レベルに応じて可否を判断する〕